

令和7年度

**指定障がい福祉サービス事業者等集団指導
(相談支援編)**

大阪市福祉局障がい者施策部

1

それでは令和7年度、指定障がい福祉サービス事業者等集団指導の相談支援編を始めます。

運営指導等における指導内容

- 1 地域移行支援・地域定着支援編
- 2 計画相談支援・障がい児相談支援編
 - a)運営に関する内容
 - b)給付費に関する内容

2

相談支援編では、運営指導等における指導内容のうち、
1、地域移行支援、地域定着支援に関する内容、
2、計画相談支援・障がい児相談支援に関する内容
についての注意事項を説明します。

運営指導等における指導内容

1 地域移行支援・地域定着支援編

2 計画相談支援・障がい児相談支援編

a)運営に関する内容

b)給付費に関する内容

3

はじめに、1、地域移行支援、地域定着支援に関する内容から説明します。

地域移行支援

地域移行支援計画の作成等

地域における生活に移行するための活動に関する支援

- 地域移行支援計画を作成する必要があります。
- 利用者への対面による支援を1月に2日以上行う必要があります。



- 上記の基準を満たさない場合は、地域移行支援サービス費は算定できません。
- なお、地域移行支援においては、指定基準第19条～第24条に基づきサービス提供を行う必要があります。
- 地域移行支援計画が作成されていない場合や利用者への対面による支援を月に2回以上行っていない場合は地域移行支援サービス費は算定できません。
- また、地域移行支援計画を作成したときは、速やかにその写しを区保健福祉センターへ提出してください。

地域移行支援計画の作成等、及び、地域における生活に移行するための活動に関する支援について説明します。

地域移行支援においては、指定基準第19条～第24条に基づき、適切にサービス提供を行う必要があります。

その中で、地域移行支援計画が作成されていないケースや、利用者への対面による支援を1月に2日以上行っていないケースなど、不適切な支援が見受けられます。

このような場合には、地域移行支援サービス費は算定できませんのでご注意ください。

また、地域移行支援計画を作成したときは、速やかにその写しを区保健福祉センターへ提出してください。

地域定着支援

地域定着支援台帳の作成等 常時の連絡体制の確保等

- 地域定着支援台帳の作成に係るアセスメントに当たっては、利用者と面接する必要があります。
- 適宜利用者の居宅へ訪問等を行い、利用者の状況を把握する必要があります。



- ・ 上記の基準を満たさない場合は、地域定着支援サービス費は算定できません。
- ・ なお、地域定着支援においては、指定基準第4 1条～第4 4条に基づきサービス提供を行う必要があります。
- ・ 地域定着支援台帳の作成にかかるアセスメントにあたって、利用者との面接が行われていない場合や利用者の居宅へ訪問等が行われておらず、利用者の状況を把握していない場合は地域移行支援サービス費は算定できません。

地域定着支援台帳の作成等、及び、常時の連絡体制の確保等について説明します。

地域定着支援については、指定基準第4 1条から第4 4条に基づき、適切にサービス提供を行う必要があります。

その中で、地域定着支援台帳の作成にかかるアセスメントにあたって、利用者との面接が行われていないケースや、利用者の居宅へ訪問等が行われておらず、利用者の状況を把握していないケースなど、不適切な支援が見受けられます。

このような場合には、地域定着支援サービス費は算定できませんのでご注意ください。

運営指導等における指導内容

1 地域移行支援・地域定着支援編

2 計画相談支援・障がい児相談支援編

a)運営に関する内容

b)給付費に関する内容

6

次に、2、計画相談支援、障がい児相談支援における、運営に関する内容を説明します。

はじめに



次のページ以降の記載について、障がい児相談支援事業所は
「サービス等利用計画（案）」＝「障がい児支援利用計画（案）」
と読み替えて差し支えありません。

7

はじめに、次のページ以降に記載のサービス等利用計画案について、障がい児相談支援事業所においては、障がい児支援利用計画案と読み替えて差し支えありません。

計画相談支援・障がい児相談支援の具体的取扱方針

- サービス等利用計画の作成において、アセスメントに係る利用者の居宅等への訪問による利用者及びその家族への面接等を行い、記録を残す必要があります。(モニタリングも同様)
※利用者の居宅等は、利用者の居宅、障がい者支援施設、精神科病院をいい、通所事業所などは含みません。
- サービス等利用計画案を作成後、利用者等への説明及び文書による同意が必要です。
- サービス担当者会議の開催等による担当者への説明や専門的な意見を聴取する必要があります。
- サービス利用等計画の利用者等への説明及び文書による同意、利用者及びサービス提供事業者等の担当者への交付が必要です。また、その写しを区保健福祉センターへ提出してください。



- ・ 上記の基準を満たさない場合は、報酬は算定できません。
- ・ なお、令和6年度報酬改定に伴い、サービス担当者会議には原則として利用者等も参加することとされました。

計画相談支援及び障がい児相談支援の具体的取扱方針について説明します。

サービス等利用計画の作成におけるアセスメントに際しては、利用者の居宅等への訪問により、利用者及びその家族への面接等を行い、その記録を残すことが必要です。

この場合、利用者の居宅等とは、利用者の居宅、入所している障がい者支援施設、入院している精神科病院をいい、利用している通所事業所等は含みませんので、ご注意ください。また、モニタリングにおいても同様です。

サービス等利用計画案を作成した際には、利用者等へ説明し、文書による同意を得る必要があります。その後、サービス担当者会議の開催等により、担当者への説明や専門的な意見を聴取し、サービス等利用計画を作成した際には、利用者等へ説明し、文書による同意を得たうえで、利用者等及びサービス提供事業者等の担当者に交付する必要があります。また、その写しを区保健福祉センターへ提出してください。

上記基準を満たしていない場合には、報酬を算定することができませんのでご注意ください。

なお、令和6年度の報酬改定に伴い、サービス担当者会議には原則として利用者等も参加することとされましたので、ご注意ください。

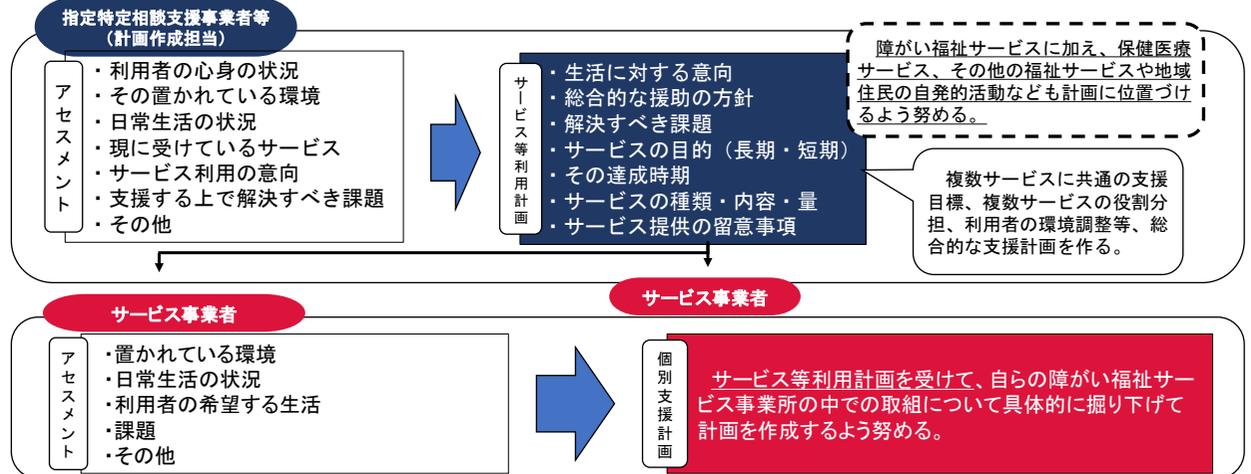
サービス等利用計画と個別支援計画の関係

○ サービス等利用計画

相談支援専門員が総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、作成する。

○ 個別支援計画

サービス等利用計画における総合的な援助方針等を踏まえ、サービス事業所のサービス管理責任者等が提供するサービスの適切な支援内容等について検討し、作成する。



10

サービス等利用計画と個別支援計画の関係について説明します。

サービス等利用計画とは、相談支援専門員が、総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組合せなどについて、検討して作成する計画のことを言います。

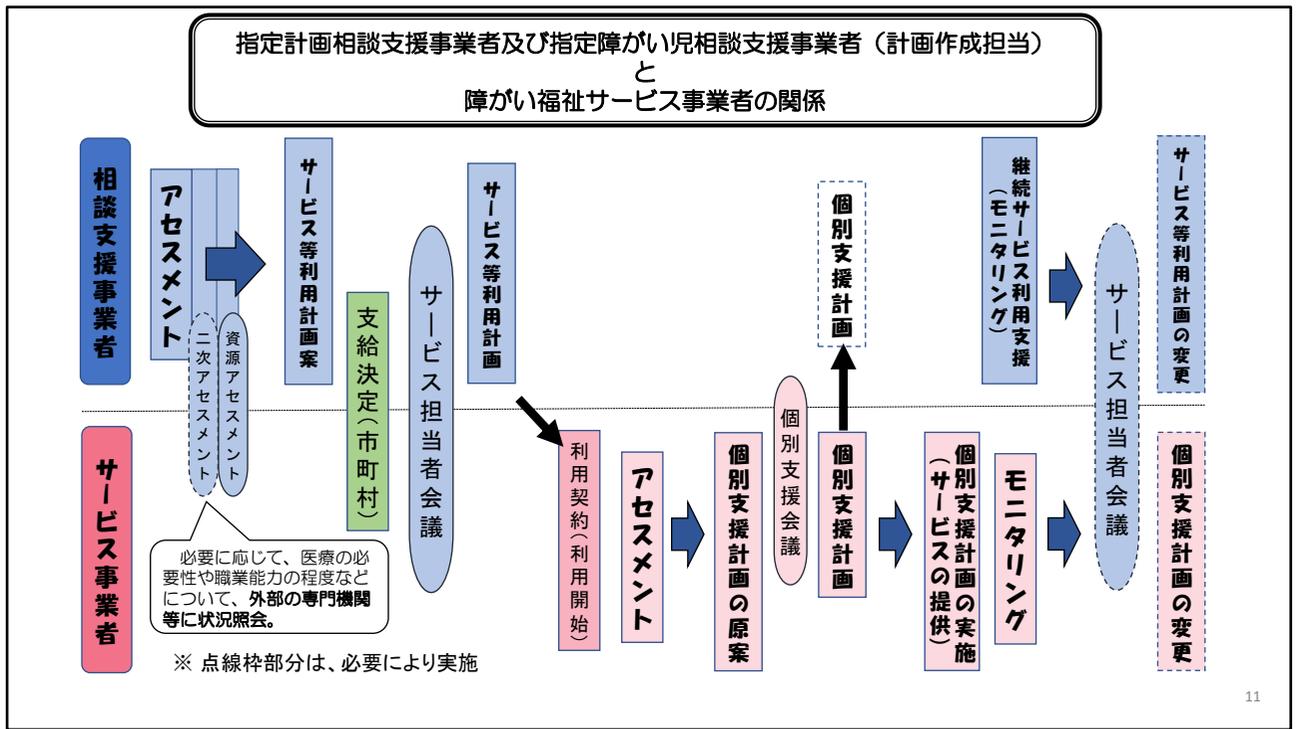
また、個別支援計画とは、相談支援専門員が作成した、サービス等利用計画における総合的な援助方針を踏まえ、サービス事業者のサービス管理責任者等が、提供するサービスの適切な支援内容を検討して作成する計画のことを言います。

相談支援専門員は、アセスメントにより利用者の心身の状況や、その置かれている環境、日常生活の状況、現に受けているサービス等を把握し、サービス利用の意向や支援する上で解決すべき課題を確認して、サービス等利用計画を作成します。

サービス等利用計画の作成にあたっては、生活に対する利用者の意向、総合的な援助の方針、解決すべき課題、長期・短期それぞれのサービスの目的とその達成時期、サービスの種類・内容・量やサービス提供時の留意事項が示されていることが必要です。

また、障がい福祉サービスに加え、保健医療サービス、その他の福祉サービスや地域住民の自発的活動なども計画に位置付けるよう努めることが求められます。

さらに、複数のサービスに共通の支援目標、その役割分担、利用者の環境調整等、総合的な支援計画を作成してください。



サービス等利用計画と個別支援計画の関係を踏まえ、相談支援事業者と障がい福祉サービス事業者の関係、及び利用者へのサービス提供の流れについて説明します。

まず、相談支援事業者がアセスメントを実施し、サービス等利用計画案を作成します。その際、必要に応じて医療の必要性や職業能力の程度などについて、外部の専門機関等に状況照会するなどの二次アセスメントの活用や、資源アセスメントを行います。

作成されたサービス等利用計画案を踏まえて、市町村が利用者にかかる支給決定をおこなったのち、相談支援事業者は、サービス事業者との間でサービス担当者会議を行い、必要に応じて、位置付けるサービス等の見直しを行い、サービス等利用計画、いわゆる本計画を作成し、サービス事業者にも交付します。

次に、支給決定されたサービス内容に基づき、サービス事業者と利用者の中で利用契約を締結し、サービス事業者によるアセスメントを経て、サービス事業者が個別支援計画の原案を作成します。

その後、サービス事業所内で開催する個別支援会議を経て、サービス管理責任者等が個別支援計画を作成し、それに基づいたサービス提供が利用者に行われます。

また、令和6年度報酬改定に伴い、サービス事業者は作成された個別支援計画を当該利用者を担当する相談支援事業者に交付することとされました。

サービス提供開始後は、相談支援事業者、サービス事業者とも、適宜、モニタリングを実施し、必要に応じて事前に相談支援事業者とサービス事業者の間で担当者会議を行い、サービス等利用計画、個別支援計画の見直しを、それぞれ行うことが必要となります。

運営指導等における指導内容

1 地域移行支援・地域定着支援編

2 計画相談支援・障がい児相談支援編

a)運営に関する内容

b)給付費に関する内容

11

最後に、計画相談支援・障がい児相談支援における、給付費に関する内容をご説明します。

はじめに



次のページ以降の記載について、障がい児相談支援事業所は

「サービス利用支援費」 = 「障がい児支援利用援助費」
「継続サービス利用支援費」 = 「継続障がい児支援利用援助費」

と読み替えて差し支えありません。

12

はじめに、次のページ以降に記載の、サービス利用支援費、及び、継続サービス利用支援費について、障がい児相談支援事業所においては、障がい児支援利用援助費、及び、継続障がい児支援利用援助費へ読み替えて差し支えありません。

サービス利用支援費・継続サービス利用支援費（基本的な取扱い）

●指定基準第15条に基づき、相談支援を実施する必要があります。

特に、以下の基準を満たしていない場合には、算定できません。

- ① サービス等利用計画案の作成に当たってのアセスメントに係る利用者の居宅等への訪問による利用者及びその家族への面接等を行い、記録を残す。
- ② サービス等利用計画案の利用者等への説明、文書による同意及び利用者への交付を行う。
- ③ サービス担当者会議の開催等による担当者への説明や専門的な意見の聴取を行う。
- ④ サービス等利用計画の利用者への説明、文書による同意及び利用者、関係者への交付を行う。

※ 継続サービス利用支援費においても同様に、上記に準じた手続きの実施が必要です。



- ・ サービス利用支援費は、サービス等利用計画（以下、本計画と記載。）に利用者の確認を得た日の属する月をサービス提供月として請求します。
- ・ また、サービス担当者会議が開催されていない場合は本計画を作成することはできず、本計画が作成されるまではモニタリングも実施できませんのでご注意ください。

サービス利用支援費、継続サービス利用支援費の基本的な取扱いについて説明します。

相談支援専門員は指定基準第15条に基づき、相談支援を実施する必要があります。

特に、サービス利用支援費、継続サービス利用支援費については、次の基準を満たしていない場合には算定できないものとされていますが、運営指導にて多数不備が見受けられますので、改めてご留意いただくようお願いいたします。

具体的には、

- 1、サービス等利用計画案の作成にあたっての、アセスメントにかかる利用者の居宅等への訪問による利用者及びその家族への面接等を行い、記録を残すこと。
- 2、サービス等利用計画案を利用者等へ説明し、文書による同意を得たうえで、利用者等に交付すること。
- 3、サービス担当者会議の開催等による、担当者への説明や、専門的な意見の聴取を行うこと。
- 4、サービス等利用計画を利用者等へ説明し、文書による同意を得たうえで、利用者等及び関係者に交付すること。

さらに、継続サービス利用支援費においても、サービス担当者会議の開催を除き、先に述べた基準に準じた手続きの実施が求められています。

なお、サービス利用支援費の算定にあたっては、サービス等利用計画に利用者の確認を得た日の属する月がサービス提供月となります。報酬請求において、算定月の誤りも多数見受けられますので、ご注意ください。

また、サービス担当者会議が開催されていない場合はサービス等利用計画を作成することはできず、サービス等利用計画が作成されるまではモニタリングも実施できませんのでご注意ください。

サービス利用支援費・継続サービス利用支援費（取扱件数及び割り当て）

- 取扱件数が40件以上の場合、40件以上の部分について、サービス利用支援費（Ⅱ）
- または継続サービス利用支援費（Ⅱ）を算定する必要があります。

（取扱件数の計算方法については、厚生労働省事務連絡「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1（平成30年3月30日）（問78）」をご確認ください。）

参考URL：https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/kaisei/tuuchi_h30.html

- サービス利用支援費（Ⅱ）及び継続サービス利用支援費（Ⅱ）の割り当ては、利用者の契約日が新しいものから順に割り当てる必要があります。



- 計画相談支援と障がい児相談支援を一体的に運営している事業所の場合は、計画相談支援の利用者から順に割り当てを行い、その後、障がい児相談支援の利用者へ割り当てを行います。

14

報酬算定にあたっての取扱件数、及び割り当ての考え方について説明します。

報酬算定にあたっては、取扱件数が40件以上の場合、40件以上の部分について、サービス利用支援費（Ⅱ）、または継続サービス利用支援費（Ⅱ）、を算定する必要があります。

取扱件数の計算方法については、厚生労働省事務連絡、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A、VOL.1、平成30年3月30日、問78をご確認ください。

サービス利用支援費（Ⅱ）、及び、継続サービス利用支援費（Ⅱ）の割り当てにあたっては、利用者の契約日が新しいものから順に割り当てる必要があります。

計画相談支援と障がい児相談支援を一体的に運営している事業所の場合は、計画相談支援の利用者から順に割り当てを行い、その後障がい児相談支援の利用者へ割り当てを行います。

サービス利用支援費・継続サービス利用支援費（同一月に両支援を実施した場合）

- 同一の月において、継続サービス利用支援(モニタリング)を行った後、サービス利用支援(本計画の作成)を行った場合は、サービス利用支援費のみの算定となります。
- サービス利用支援が月をまたいだ場合であっても、一連の流れで行われている場合は、同様にサービス利用支援費のみの算定となります。



- ・ サービス利用支援を行った後、同一の月にサービスの利用状況を検証するための継続サービス利用支援を行った場合には、サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費の両方が算定できます。

15

同一月に継続サービス利用支援と、サービス利用支援を行った場合の取り扱いについて説明します。

同一の月において、モニタリングを行ったのち、本計画を作成した場合には、サービス利用支援費のみの算定となりますのでご注意ください。

本計画の作成が月をまたいだ場合でも、モニタリングから一連の流れで行われている場合は、同様にサービス利用支援費のみの算定となります。

なお、本計画作成後、同一の月にサービスの利用状況を検証するためにモニタリングを行った場合には、サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費の両方が算定できます。

初回加算

- 初回加算は、次の要件を満たす場合に算定が可能です。
 - ① 新規にサービス等利用計画を作成する利用者に対してサービス利用支援を実施した場合
 - ② サービス等利用計画を作成する月の前6か月間において、障がい福祉サービス等を利用していない(支給決定を受けていない)利用者に対してサービス利用支援を実施した場合

※契約日からサービス等利用計画案を交付した日までの期間が3か月を超える場合であって、3か月が経過する日以後に月2回以上利用者宅等に訪問し面接を実施した場合、2回以上訪問した月の数に応じて、本来の初回加算に重ねて算定できます。

(算定できる月の数は3が限度)



事業所の新規利用者であったとしても、別の事業所にてサービス等利用計画が作成されている場合には、初回加算は算定できませんのでご注意ください。

初回加算の算定について説明します。

初回加算の算定誤りが多数見受けられますので、算定の際には要件を満たしているか、ご確認ください。

初回加算は、

- 1、新規にサービス等利用計画を作成する利用者に対して、サービス利用支援を実施した場合
- 2、サービス等利用計画を作成する月の、前6か月間において、障がい福祉サービス等を利用していない利用者に対して、サービス利用支援を実施した場合

なお、「障がい福祉サービスを等を利用していない」とは、いずれのサービスの支給決定もない状態をいいます。

また、契約日からサービス等利用計画案を交付した日までの期間が3か月を超える場合であって、3か月が経過する日以後に月2回以上利用者宅等に訪問し面接を実施した場合は、2回以上訪問した月の数に応じて、本来の初回加算に重ねて算定できます。

なお、算定できる月の数は3が限度です。

1の要件については、事業所にとって新規利用者かどうかは要件ではなく、あくまで、利用者が初めてサービス等利用支援を受け、計画が作成された場合に、加算の算定が可能であることにご留意ください。

ピアサポート体制加算

- 次の要件を満たす場合、事前に本市への届出により算定が可能です。
 - ① 所定の研修を修了した障がい者及び管理者等、それぞれ常勤換算方法で0.5人以上配置すること。
 - ② ①の者により、当該事業所の従業員に対し、障がい者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること
 - ③ ①の者が配置されている旨を事業所に掲示するとともに公表すること



運営指導において、③の掲示及び公表を行っていない事例が多数見受けられます。加算の算定要件すべてを満たしているかどうか必ず確認してください。

17

ピアサポート体制加算の算定について説明します。

運営指導にてよく指摘のある加算ですので、要件を満たしているかどうかご確認ください。

まず、加算の要件とされている所定の研修を修了した者を適切に配置したうえで、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに、公表する必要があります。

3で示している、掲示及び公表を行っていない事例が多数見受けられますので、各事業所においては、加算の算定要件すべてを満たしているかどうかご確認ください。

なお、加算の算定には事前に本市への届出が必要ですので、ご注意ください。

以上で、令和7年度指定障がい福祉サービス事業者等集団指導（相談支援編）を終わります。

大阪市HPにおいて、今回のスライド資料や その他 参考資料等を掲載していますので、あわせて御確認ください。

なお、受講後は「大阪市行政オンラインシステム」で受講報告をお願いします。



18

お疲れさまでした。

以上で、令和7年度指定障がい福祉サービス事業者等集団指導相談支援編を終わります。

また、大阪市HPにおいて、今回のスライド資料や その他 参考資料等を掲載していますので、あわせて御確認ください。

なお、受講後は「大阪市行政オンラインシステム」で受講報告をお願いします。